

◎国民年金法等の一部を改正する法律

等の一部を改正する法律

(平成二十三年二月一四日法律第一二二号)

一、提案理由(平成二十三年一月二五日・衆議院厚生労働委員会)

○小宮山国務大臣 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

基礎年金の国庫負担割合については、平成二十一年度と平成二十二年度には、臨時の財源を活用して国庫負担割合を二分の一に引き上げましたが、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするためには、この基礎年金の国庫負担割合二分の一を維持することが必要不可欠です。

この法律案は、これを踏まえ、平成二十三年以降の基礎年金の国庫負担割合について定めるものです。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、国庫は、平成二十三年度については、三六・五%の国庫負担割合に基づく負担額のほか、この額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額を負担することになっています。この差額に充てるための財源については、平成二十三年度第一次補正予算で、当初予算に計上されていた臨時財源が東日本大震災に対処するために活用された経緯を踏まえ、復興債の発行による収入金を活用して確保することとしています。

また、国民年金保険料の免除を受けた期間について、平成二十三年度も、国庫負担割合二分の一を前提に年金額を計算することとしています。

第二に、平成二十四年度から所得税法等の一部を改正する法律附則の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られるまでの間の基礎年金の国庫負担については、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、国庫が二分の一と三六・五%との差額を負担するよう、必要な法制上、財政上の措置を講じることとしています。

このほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うこととしています。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしています。

なお、この法律案については、東日本大震災に対処するため

の財源を確保する等の観点から、平成二十三年度の差額負担のための財源に関する規定等について一度修正を行いました。この財源について、復興債の発行による収入金を活用することにしたことを受け、再度の修正を行っています。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十三年二月一日)

○池田元久君 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、基礎年金の国庫負担割合について、平成二十三年度において復興債の発行による収入金を活用した財源の確保により二分の一とするために、所要の措置を講じようとするものです。

本案は、第七百七十七回国会に提出され、去る四月二十八日平成二十三年度における国庫負担の財源等について内閣修正が行われ、継続審査となっていました。

今国会においては、十月二十八日、当該財源について、再度内閣より修正の申し出があり、本院においてこれを承諾してお

ります。

本委員会においては、去る十一月二十五日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行いました。

同日、質疑を終局した後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派より、平成二十四年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの間、基礎年金の国庫負担割合二分の一と三六・五％との差額を、税制上の措置を講じた上で国庫が負担するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第です。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年二月三〇日)

○岡本(充)委員 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、平成二十四年度から税制の抜本的な改革によ

り所要の安定した財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度について、三六・五％の国庫負担割合に基づく負担額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十三年十二月七日)

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年度において、基礎年金に係る国庫負担割合を二分の一とする等のため、所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、第一に、国庫は、平成二十三年度について、三六・五％の国庫負担額と二分の一の国庫負担額との差額を負担するものとしております。

第二に、平成二十四年度から、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られるまでの間の基礎年金の国庫負担については、国庫が三六・五％と二分の一との差額を負担する

よう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとしております。

なお、平成二十三年度の差額の負担に充てるための財源について、当初予定していた臨時財源が東日本大震災に対処するために活用されたこと等から、今国会において、復興債の発行による収入金を財源として活用するものとするよう内閣修正が行われております。また、衆議院において、平成二十四年度からの差額の負担に充てるための財源について、「必要な税制上の措置を講じた上で」とする旨の修正が行われております。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。